

参拜のしおり



上杉家管理事務所

山形県米沢市御廟1丁目5番～30 電話米沢(23)3115

上 杉 家 廟 所

山形県米沢市御廟1丁目5番～30 電話米沢(23)3115

八 海 山 法 音 寺

山形県米沢市御廟1丁目5番～32 電話米沢(22)2095

法 音 寺

上杉家菩提寺

真言宗豊山派

山号八海山

当寺は、天平九年（七三七）四月、聖武天皇の勅命により、越後国（新潟県）魚沼郡、藤原の里に、建立された寺です。天皇の命を受けた、藤原政照が、諸国巡回中、越後国、飯盛山の麓で、病死しました。政照の菩提を弔うため、行基菩薩が、勅命によつて、其の地に法相宗の寺を、建立したのが始まりです。寺号は、政照の法名に依つたものです。

その後、越後国真言宗国分寺兼務を命ぜられ、建久八年（一一九七）源頼朝の祈願所となり、天正年間に、上杉家の帰依寺となつて春日山に移されました。後に、上杉藩が、会津、米沢と移封されたのに随つて、米沢城二の丸に建立されましたが、明治三年（一八七〇）八月、藩命に依り、当所に移りました。

本尊は大日如来尊で、上杉家歴代藩主の位牌、善光寺如来尊、並びに附属宝物、泥足毘沙門天（謙信公帰依）、菅谷不動尊を安置。境内には、幸寿丸墓、矢尾板三印墓、景勝公へ殉死者の墓、池田成章墓等があります。



史跡米沢藩主上杉家墓所保存修理事業

上杉家墓所は、永年経過の影響で廟屋の老朽化や傷みが著しくなったことから、平成三年度に保存管理計画を策定し、平成六年度から保存修理事業を実施しました。

本事業は、平成六年度の九代上杉治憲廟の修理開始から平成一七年度の一〇代治廣廟に至る一三棟の廟屋解体修理工事を順次進め、平成一八・一九年度の防災施設及び環境整備工事を実施して、一四カ年計画に及ぶ保存修理事業を終了しました。

上杉家墓所資料館

上杉家墓所資料館は、平成六年度から平成一九年度の一四カ年をかけて実施した「史跡米沢藩主上杉家墓所保存整備事業」の内容を紹介する目的で、平成二二年一〇月一日に開館しました。

資料館は、かつて廟所参道の中央に設置されていたと伝わる旧拝殿を利用したもので、主な展示資料には、歴代藩主廟屋工事で撤去した柱や鬼瓦等の部材、治憲廟から出土した墓誌・数珠のレプリカ等があり、いずれも当時の建築技術や墓所の形態などを知ることのできる貴重なものとなっています。

上杉家御廟（米沢藩主上杉家墓所）

上杉家墓所は、米沢では「御廟」または「おたまや」と呼ばれ、親しまれてきました。昭和五九年（一九八四）一月一日、全国の大名家墓所としては五番目に、国指定史跡として登録されています。

御廟は、東西約一三メートル、南北約一八〇メートルで、約二ヘクタールの面積を有し、柵の外側には、幅約三・六メートルの空堀と土塁が廻らされています。江戸時代初期から後期までの歴代藩主の廟が一つの場所に並置されるのは珍しく、近世大名家墓所の代表例とされています。

文化一四年（一八一七）の「御廟山古絵図」によれば、江戸時代の御廟は、南正面に門柱形を造り、それを入ると東西に参道が延び、さらにその参道から各廟屋に向かって参道が北行していることが確認できます。廟屋の前には、拝殿があり、「御廊下」を通つて「御拜礼」の間に達します。

また、廟屋の前後や各参道の両側には、家臣たちが奉獻した石灯籠が置かれており、絵図内での石灯籠は約八〇基が確認できます。江戸時代末期には、約一五〇〇基を数え、威容を誇つています。



謙信公御廟



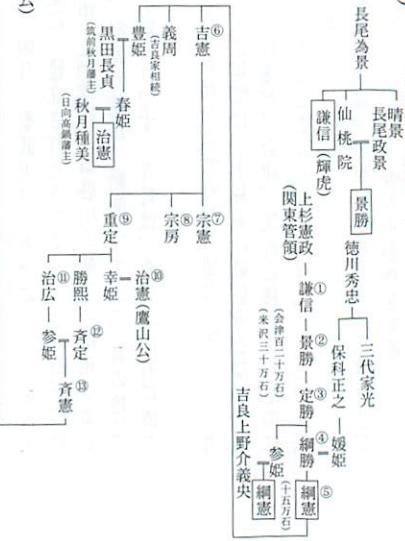
歴代御廟所右

歴代御廟所左

初代	謙信公（輝虎公）
二代	景勝公
三代	定勝公
四代	綱勝公
五代	綱憲公
六代	吉憲公
七代	宗憲公
八代	治憲公（鷹山公）
九代	重定公
十代	治廣公
十一代	景勝公
十二代	謙信公（輝虎公）
十三代	吉憲公
十四代	治廣公
十五代	治憲公（鷹山公）
十六代	治定公
十七代	吉憲公
十八代	治定公
十九代	治廣公
二十代	謙信公（輝虎公）

御廟順位（向つて右から）

上杉家歴代略系譜



十代治憲公（鷹山公）は、師である細井平洲先生の薰陶を受け、儒教の孝道上、親を火葬することは忍びないとして、九代重定公を土葬とし、納骨する形式が採られました。

元和九年（一六二三）、一代景勝公が逝去された際、謙信公御遺骸の避難所であったこの地で火葬に附し、灰燼・冠服を葬り、廟を建てて祀られました。上杉家は、慶長三年（一五九八）に越後から会津若松、さらに関ヶ原合戦後、慶長六年（一六〇二）に米沢転封となりますが、御遺骸もその都度遷され、米沢においては米沢城本丸の南東隅に祠（御堂）を建てて祀られました。その後、明治五年（一八七二）に、謙信公と鷹山公を合祀する上杉神社が創建されると、明治九年（一八七六）に、謙信公遺骸は御廟の現在地に遷されるとともに、御廟内全体が、現在の形に改変されました。

十代治憲公（鷹山公）は、師である細井平洲先生の薰陶を受け、儒教の孝道上、親を火葬することは忍びないとして、九代重定公を土葬とし、納骨する形式が採られました。

御廟は、藩制時代には、謙信公は流造（ながれづくり）で、景勝公以下八代宗房公までは入母屋造り、九代重定公以下一二代斉定公までは宝形造りで、その違いは、とりわけ屋根の構造が象徴的です。全体として、上杉家古来の質実剛健の家風を表わしており、装飾はありません。

御廟は、藩制時代には、御廟守・御廟番によつて守られてきましたが、明治以後、大きく改変されました。特に、御廟の杜の巨木は、戦中戦後にかけて伐採され、江戸時代の面影は薄れましたが、今なお、一部に当時のなごりを留めています。長年の厳しい風雪に耐え、災害を免れて、杉木立の中に整然と立ち並ぶ歴代藩主の廟屋は、上杉家と米沢の歴史を物語ってくれます。

